# Ciel 合同会社

## 身体拘束等の適正化のための指針

(基本的な考え方)

第1条 身体拘束は利用者の生活の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を 阻むものである。利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化すること なく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持 ち、身体拘束をしない支援の実施に努める。

(障害者虐待防止法による身体拘束禁止の規定)

- 第2条 障害者虐待防止法により「正当な理由なく障害者の身体を拘束すること」は身体 的虐待に該当する行為とされ、禁止されている。
  - 2 緊急やむを得ない場合

支援の工夫のみでは十分に対応できないような一時的な緊急事態にやむを得ず身体拘束等を行う場合には、以下の3要件を全て満たす必要がある。その場合であっても、身体拘束等を行う判断は組織的かつ慎重に行う。

①切迫性 :利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

②非代替性:身体拘束等を行う以外に代替する方法がないこと。

③一時性 :身体拘束等が一時的であること。

(身体拘束適正化の基本方針)

第3条 当事業所では、身体拘束適正化の基本方針を次の通り定める。

(1)身体拘束の原則禁止

原則として身体拘束およびその他の行動制限を禁止する。

(2) やむを得ず身体拘束を行う場合

当該利用者または他の利用者の生命または身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、身体拘束適正化検討委員会を中心に十分に検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の3要件の全てを満たした場合のみ、本人または家族への説明・同意を得て行う。また、身体拘束を行った場合はその状況についての経過記録を行い、できるだけ早期に拘束を解除すべく努力すること。

- (3) 日常的支援における留意事項
  - 身体拘束等を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取組む。
  - ①利用者主体の行動・尊厳ある生活に努める。
  - ②言葉や応対等で利用者の精神的な自由を妨げないよう努める。
  - ③利用者の思いをくみ取る、利用者の意向に沿った支援を提供し、個々に応じた丁寧 な対応をする。
  - ④利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由(身体的・精神的)を安易に妨げるような行動は行わない。万一やむを得ず安全確保を優先する場合、身体拘束等適正化委員会において検討する。
  - ⑤「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用 者に主体的な生活をしていただけるよう努める。

### (身体拘束等廃止に向けた体制)

- 第4条 身体拘束の廃止に向けて「身体拘束適正化検討委員会」を設置し、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (1) 身体拘束適正化検討委員会の目的
  - ①事業所内での身体拘束等廃止に向けての現状把握及び改善についての検討
  - ②身体拘束等を実現せざるを得ない場合の検討及び手続き
  - ③身体拘束等を実施した場合の解除の検討
  - ④身体拘束等廃止に関する職員全体への指導
- (2) 構成員

委員会は次にあげる構成員をもって構成する。委員会の責任者は管理者とし、委員 会の委員長を兼任するものとする。必要に応じて、その時参加可能な委員で構成で きるものとする。

①管理者

身体拘束廃止・適正化の検討に係る全体責任者

②サービス管理者責任者

身体拘束適正化委員会の統括管理・支援現場における諸課題の統括管理 身体拘束廃止に向けた職員教育

- ③サービス提供職員 (職業指導員・生活支援員) 家族との連絡調整・記録の整備
- ④その他管理者が必要と認める者
- (3)委員会の開催
  - ①身体拘束適正化検討委員会を年一回以上開催し、指針の整備・研修内容などについて協議を行う。結果について従業員へ周知徹底する。
  - ②身体拘束適正化検討委員会は虐待防止委員会と一体的に行う場合がある。

(やむを得ず身体拘束等を行う場合の対応)

第5条 当該利用者または他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として、緊急 やむを得ず身体拘束等を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施 する。

#### (1)検討会の実施

緊急やむを得ず身体拘束等を必要とする場合、身体拘束等適正化検討委員会にて拘束による利用者の心身の損害や、拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体拘束を行う前に切迫性・非代替性・一時性の3要素すべてを満たしているかどうかについて確認・検討する。

(2) 利用者本人や家族に対しての説明

身体拘束の内容、目的、理由、拘束時間または時間帯、期間、場所、改善に向けた 取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努める。

(3)記録と再検討

身体拘束に関して、その様子・心身の状況・やむを得なかった理由等を記録する。 また、身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を随時検討する。

(4)解除

上記(3)の記録と再検討の結果、身体拘束要件に該当しなくなった時点で速やかに身体拘束を解除する。その場合には、当該利用者、家族に報告する。

(身体拘束等廃止・適正化のための職員研修)

- 第6条 サービス提供に関わる全ての職員に対して、身体拘束等廃止と適正化のため以下 の通り職員研修を行う。
  - ①年間研修計画に基づく定期的な研修(年1回以上開催)の実施。
  - ②新任者採用時は、新任者のための身体拘束等廃止・適正化研修を実施。
  - ③その他必要な場合は随時教育・研修を行う。

#### (当該指針の閲覧)

第7条 本方針は、利用者および家族等の求めに応じていつでも閲覧できるとともに、当 法人のホームページでも公表するものとする。

#### 附則

この指針は、令和5年4月1日より施行する。